

吉田久一研究奨励基金 募集要項

2021 年 3 月 30 日作成
2023 年 3 月 29 日改訂
2023 年 12 月 2 日改訂
2026 年 6 月 28 日改訂

吉田久一研究奨励基金規程に基づき、社会福祉史研究の質の向上、社会福祉学の発展に寄与できる研究に対して、研究助成金を交付します。

1. 申請要件

次の申請要件を満たした研究のうち、以下の区分のいずれかに該当すること

ア 申請要件

- 一．個人研究の場合、学位取得後 10 年程度もしくはおおよそ 45 歳以下の社会事業史学会会員であり、かつ応募締切日において、2 年以上の会員歴を有する者。
- 二．グループ研究の場合、研究代表者が学位取得後 10 年程度もしくはおおよそ 45 歳以下の社会事業史学会会員であり、かつ、応募締切日において、全メンバーが 2 年以上の会員歴を有する者。

イ 募集区分

区分	内容	申請者	採択件数	助成金額
区分① 研究費助成	質の高い社会福祉史に関連する論文を発表した者で、社会福祉史研究の発展、質の向上に寄与できる、未発表の自主的研究を行うものに対し、研究費の助成を行う	個人	3 件以内	1 件 30 万円
区分② 刊行費助成	質の高い社会福祉史に関連する研究あるいは史資料の発掘整理をおこなってきた個人あるいはグループが、未刊行の研究成果の刊行を希望しているのに対して刊行費の助成を行う	個人、またはグループ研究の代表者	1 件	1 件 100 万円

2. 提出書類

区分	提出書類
区分① 研究費助成	① 「吉田久一研究奨励基金(研究費助成)応募用紙」(所定の書式 1 を用いる。) ②履歴書（書式は任意とする。年齢、学歴、職歴が分かるようにすること。）

	③主要業績リスト（書式は任意とする。「図書」、「学術論文」、「その他」に分けて記載のこと。）※グループ研究の場合は、履歴書、主要業績リストは研究代表者のみ提出すればよいものとする。 ◆①～③を各 5 部用意する。
区分② 刊行費助成	① 「吉田久一研究奨励基金(刊行費助成)応募用紙」(所定の様式 2 を用いる。) ②印刷刊行費見積書（書式は任意とする。出版社に発行を依頼する。） ③履歴書（書式は任意とする。年齢、学歴、職歴を記載する。） ④主要業績リスト（書式は任意とする。「図書」、「学術論文」、「その他」に分けて記載する。） ⑤完成原稿 ◆①～⑤を各 5 部用意する。

3. 提出期限及び提出先

＊毎年 12 月 1 日（必着）

＊社会事業史学会担当理事（「吉田久一研究奨励基金 応募書類」と明記のこと）

〒700-8516 岡山県岡山市北区伊福町 2-16-9 ノートルダム清心女子大学 杉山博昭

4. 選考方法

本学会理事会が委嘱する吉田久一研究奨励基金審査委員会が申請内容を審査・選考する。同委員会の意見をもとに、理事会で決定する。

5. 結果発表

選考審査の結果は応募者全員に通知するとともに、授与対象者は次年度の総会において発表、授与する。また、機関誌、ニュースレター、ホームページにも授与者の氏名、研究テーマを公表する。

6. 研究成果

区分	研究成果の公表
区分① 研究費助成	1. 本研究助成の授与者は、研究期間終了後 3 年以内に、研究成果を本学会機関誌『社会事業史研究』に公表しなければならない。 2. 前項以外の雑誌（査読付きの学術雑誌）に公表する場合には、「吉田久一研究奨励基金による研究費助成」を受けた旨を記載し、且つ抜刷を、事務局を通して理事会に提出しなければならない。この場合も研究期間終了後 3 年以内を期限とする。 ＊ 1 もしくは 2 のいずれかが遂行できなかった場合、研究助成金の授与を取り消し、研究助成金の基金への返還を求める場合がある。
区分②	3. 第 2 条第二号の採択を受けた者は、申請書に記載された期日までに図書を

刊行費助成	刊行し、巻末に「吉田久一研究奨励基金による刊行費助成」を受けたことを記載し、かつ刊行図書1冊を、事務局を通して理事会に納めなければならない。 ＊3が遂行できなかった場合、研究助成金の授与を取り消し、研究助成金の基金への返還を求める場合がある。
-------	---

7. その他

1) 他の研究助成との重複申請

同一の研究テーマ及び研究計画で他の競争的研究助成（科学研究費補助金、民間団体の研究助成など）に申請し、助成されることが決まった場合、本助成金の授与は辞退するものとする。ただし、グループ研究の場合には、グループのメンバーが同一であっても、他の競争的研究助成を受ける際の研究代表者が本助成金に応募する研究代表者以外の者であって、かつ、異なる研究テーマ及び研究計画である場合には差し支えない。

2) 本助成金の研究費助成と刊行費助成の同時申請

研究費助成と刊行費助成の両方に同時に応募することはできない。ただし、グループ研究で研究費助成に応募する場合、研究代表者以外のメンバーが個人として刊行費助成に応募することは差し支えない。

3) 過去の研究助成金授与者の再申請

過去に研究費助成を授与された者が研究費助成に研究代表者として再度応募することはできない。ただし、刊行費助成に応募することは可能である。その場合には、過去に本助成金によって研究した成果を機関誌『社会事業史研究』等に公表した後でなければならない。なお、グループ研究の場合には、研究成果の機関誌『社会事業史研究』への公表前であっても、研究代表者以外のメンバーが、異なる研究テーマ及び研究計画で本賞の研究費助成または刊行費助成に応募することは差し支えない。

4) 過去の刊行費助成授与者の再申請

過去に刊行費助成を授与された者が、刊行費助成に再度応募することはできない。ただし、研究費助成に応募することは可能である。その場合には、刊行費助成による図書の出版後でなければならない。なお、刊行費助成授与者以外の者が研究代表者となるグループ研究で研究費助成に応募する場合に、刊行費助成授与者がその研究グループのメンバーとして名を連ねることは、図書の出版前であっても差し支えない。

5) 研究費助成の受領及び管理について

本基金による研究費助成は、採択された研究の遂行に資することを目的として交付するものである。応募者が大学、研究機関、福祉施設、行政機関その他の機関に所属している場合、本研究費助成の受領及び管理については、応募者自身の責任において、あらかじめ所属機関の規程及び必要な手続を確認すること。所属機関の規程により、本研究費助成を機関管理とする必要がある場合、奨学寄附金等として処理する必要がある場合、又は所属機関の指定口座への振込が必要となる場合には、採択後速やかに学会事

務局へ申し出ること。

学会は、本研究費助成について、採択研究に直接必要な経費に充てられることを想定しており、間接経費、共通経費、一般管理費、オーバーヘッドその他これに類する経費を別途負担しない。所属機関の会計処理により、本研究費助成の趣旨に沿った使用が困難となる場合には、採択者は速やかに学会事務局に相談するものとし、必要に応じて、受領方法、辞退、又はその他の対応について協議する。

8. 問い合わせ先

社会事業史学会担当理事

〒700-8516 岡山県岡山市北区伊福町 2-16-9 ノートルダム清心女子大学 杉山博昭

社会事業史学会事務局 <https://shakaijigyoushi-gakkai.com/contact-us/>